

富士河口湖町小立小学校整備基本計画策定業務仕様書

- 1 業務名称 富士河口湖町小立小学校整備基本計画策定業務
- 2 業務場所 富士河口湖町小立 2446 番地他
- 3 履行期間 契約締結日翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで

4 業務目的

町立小立小学校は、明治 17 年公立小立学校として発足し、150 年以上の歴史を誇る地域の主要校である。

当校は時代の変遷に応じて施設の更新・増改築を繰り返してきたが、近年一部施設の老朽化が進行し、耐力度調査においても構造上危険な状態にある建物と示されることとなった。

そこで、児童数の減少や児童の安全等も考慮した中で、現状の施設をどのように管理・維持していくか検討し、併せて危険とされる施設をどのように改築・改修していくか今後の方向性を確立することを目的として基本計画を策定する。

5 業務内容

施設建設基本計画の策定。詳細は別紙 1 による。

6 計画地

計画地は別紙 2 配置図における小立小学校敷地内とする。

- 7 主任技術者の要件 本業務の主任技術者は、次の要件を満たす者とする。
 - (1) 建築士法による一級建築士の資格を有し、その登録を行っている者。
 - (2) 山梨県内において過去 10 年以内に、延べ面積 1,000 m²以上の公共施設（小学校、中学校）の設計業務及び監理業務を担当し、業務を滞りなく完了した実績のある者。

8 その他留意事項

- (1) 業務を遂行するにあたり、学校教育課、小学校、地域住民等の関係者と十分に協議し、適正かつ円滑に業務を行うこと。
- (2) 本業務を行う上で知り得たことについては他に漏らしてはならない。契約の解除及び契約期間終了後においても同様とする。また、貸与する資料等については本業務の目的以外に使用してはならない。

富士河口湖町小立小学校整備基本計画策定

1 基本方針

本業務では、老朽化した小立小学校の校舎・管理棟・屋内運動場の改築、改修、並びに施設の配置や規模等、将来に渡って小立小学校を安定的に維持していくために必要な各種検討を行う。また、この計画策定に合わせて本町が新たに設置する小立小学校施設整備検討委員会において検討・協議する事項に関して、必要となる資料等を作成し、委員会における意見を集約して今後の小立小学校の整備方針を決定し基本計画の策定を図る。

2 施設概要

(1)施設名称 富士河口湖町立小立小学校

(2)敷地面積 20,175 m²（令和7年度測量業務委託中）

(3)主要既存施設

①西校舎	S35	RC 造 2 階建	1,467 m ²	危険改築予定建物
②屋内運動場	S48	S 造 2 階建	1,612 m ²	危険改築予定建物
③管理棟	S54	RC 造 3 階建	1,784 m ²	
④屋内プール棟	H4	S 造平屋建	996 m ²	
⑤新館	H11	RC 造 2 階建	711 m ²	
⑥新々館	H17	RC 造 2 階建	1,036 m ²	

3 業務内容

富士河口湖町立小立小学校の施設整備に関する検討を行い、施設整備に関する基本計画を策定する。

(1)検討事項

- ア 施設配置及び土地利用の検討、基本計画図の作成
- イ 施設規模及び必要諸室の検討、基本計画図の作成
- ウ 事業行程表の作成
- エ 概算事業費の算定
- オ 関係法令の確認

(2)整備検討委員会への対応

- ア 検討委員会への出席 3 回程度を予定
- イ 検討資料の作成及び説明

(3)打合せ及び記録

計画策定に必要な打合せは随時行い、その都度議事録を作成すること。

(4)整備基本計画書の作成

上記の内容をまとめ、基本計画書を作成する。

4 貸与可能資料

(1) 学校施設台帳

(2) 各校舎設計図・図面、竣工図、耐震補強・大規模改修設計書・図面

(3) その他学校施設に係る資料

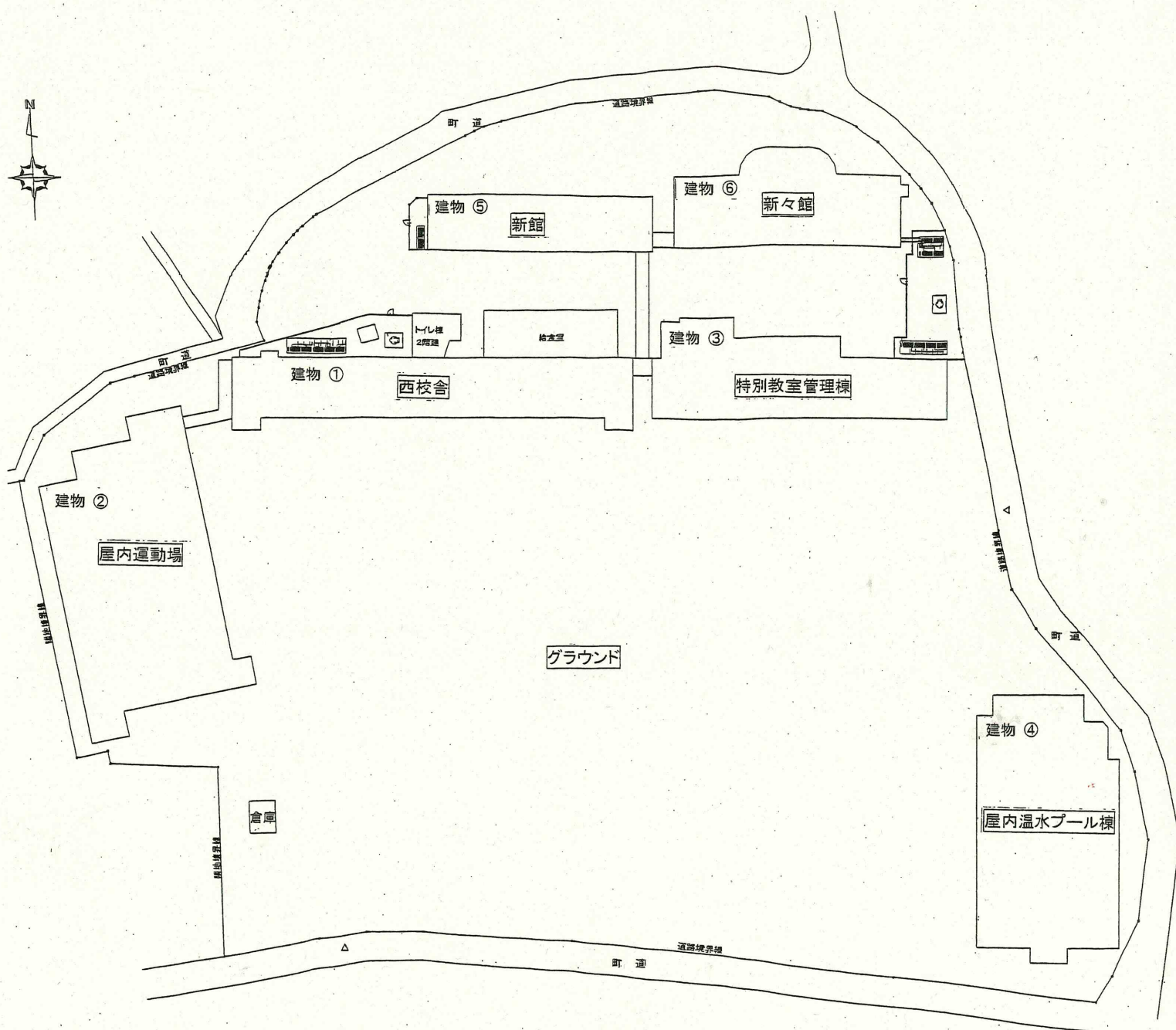
5 当基本計画策定業務の成果品

(1) 基本計画書	A 4 ファイル綴じ	2 部
-----------	------------	-----

(2) 業務計画書	A 4 ファイル綴じ	1 部
-----------	------------	-----

(3) 打合せ議事録	A 4 ファイル綴じ	1 部
------------	------------	-----

(4) 電子データ	CD-R または DVD-R	1 枚
-----------	----------------	-----



小立小学校建物配置図